

原子力空母に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月二十日

参議院議長山崎正昭殿

福島みづほ

原子力空母に関する質問主意書

一 原子力艦の原子力災害防災マニュアル（以下「本マニュアル」という。）について、横須賀市も、周辺自治体も、原子力発電所（以下「原発」という。）の原子力防災対策指針並の見直しを求めているが、担当は内閣府防災担当とされながら、具体的な見通しが政府から全く示されていない。

原子力規制委員会及び原子力規制庁が、原子力艦の原子力災害防災対策及びその見直し作業について積極的に関与すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 住民が屋内退避や避難すべき放射能値を、原子力艦においても、原発と同様に一時間当たり百マイクロシーベルトから五マイクロシーベルトに引き下げるべきではないか。

また、避難住民の範囲を、原子力艦においても、原発と同様に、一キロ以内から、五キロ以内に拡大すべきではないか。

さらに、屋内退避住民の範囲を、原子力艦においても、原発と同様に、三キロ以内から三十キロ以内に拡大し、この範囲内で原子力艦原子力災害防災訓練を実施すべきではないか。

三 来年後半に、米海軍横須賀基地に配備されている原子力空母ジョージ・ワシントンが、米国に帰国し、

原子力空母ロナルド・レーガンが、同基地に配備される予定との発表があつたが、地元である横須賀では、この交代の是非についても、原発と同様に市民の民意を問うべきであるとの声が高まっている。この交代時までに少なくとも本マニュアルの見直しを完了させるべきであり、完了できない場合には不完全な防災体制のまでの原子力空母交代は認めるべきではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 平成十六年に本マニュアルを策定する際、政府は、中央防災会議防災基本計画専門調査会の下に、原子力災害プロジェクトチームを設けて、集中的に検討作業を行つた。ところが、現在の見直し作業には、このような検討体制がほとんど具体化していない。

今年度及び来年度以降の見直し作業の具体的な体制、専門家の関与、予算について示されたい。

五 原子力空母ロナルド・レーガンについては、東日本大震災直後に、東京電力株式会社（以下「東電」という。）福島第一原子力発電所の周辺海域で、トモダチ作戦に従事し、重大な放射能被曝を受け、乗組員に多数の放射能障害が発生したといわれている。そのうち、百名以上の乗組員が、米国内で、東電を相手方として損害賠償訴訟を起こしていること、米国議会が、国防総省に原子力空母ロナルド・レーガンの乗組員の現在の健康、被曝調査を求めていること、そして、原子力空母ロナルド・レーガンの艦体自身が、

除染作業にもかかわらず、いまだに相当の放射能を帯びた状態であるとの報告があることを政府は把握しているか。

また、原子力空母ロナルド・レーガンの乗組員に放射能被曝被害が発生したと言われているが、横須賀に配備されれば、日本人従業員が、いまだに相当の放射能に汚染された状態の原子力空母ロナルド・レーガンの船体を修理することとなる。米国に同艦の船体の放射能レベルのデータを提出させ、地元住民や基地従業員向けに米海軍が説明会を開催するよう求めるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

